

本章では、ハンセン病強制隔離政策が生み出した被害について論じる。

総論では、まず、隔離政策がどのように被害を生み出したのかその構造を明らかにした。ここではわが国の隔離政策の特徴が、①完全隔離、②絶対隔離、③終生隔離、④絶滅政策であったことを示しながら、そこからどのように被害が生じたのかを構造的に明らかにした。また、強制隔離の被害の実態の多様性や、その深さを論じた。ここでは、被害を明らかにする作業が、実は困難な作業であることにも触れている。さらに、それらの被害が現在も続いていることを明らかにした。特に、ハンセン病に対する偏見・差別の問題は今後にも続く深刻な問題である。

各論では、隔離の被害を以下のように類型化して、具体的な被害の内容を検討した。

- 一 収容された被害
- 二 隔離されたゆえの被害
- 三 低劣な生活環境
- 四 低劣な医療
- 五 非人間的処置
- 六 断種・墮胎
- 七 作業の強制
- 八 社会での偏見・差別
- 九 退所者の被害
- 十 非入所者の被害
- 十一 家族の被害

この被害の内容の検討は、本検証委員会が行ったハンセン病療養所の入所者からの聞き取り内容をベースにしている。しかし、この聞き取りだけで不十分なもの、特に、退所者、非入所者、家族の被害については、国賠訴訟の原告らから既に聞き取っていた内容等も加えている。しかし、これが被害の全貌であるとは到底言えないことを付言しておかなければならない。被害を明らかにする作業は先に述べたとおり困難なものだからである。

最後のまとめでは、単なる被害のまとめを行ってはいない。むしろ、生きるに困難であった状況の中で生き抜いてこられた被害者の生きざまを見つめた。その上で、これらの被害の回復はいかになされるべきかを提言した。要約すれば、「知ること」、「知らせること」、「互いに知り合うこと」、これらの取り組みを継続的に進めていくことであろう。その際、療養所の将来構想問題の重要性にも言及した。

被害の問題は、ハンセン病問題を論じる際の、もっとも基本的な課題である。本章はそのいくらかの論点整理を試みたものである。